

保護者各位

知立市長 石川 智子
(公印省略)

令和8年度支給認定子どもに係る現況調査について(依頼)

このことについて、子ども・子育て支援法第22条及び子ども・子育て支援法施行規則第9条の規定により、支給認定保護者は毎年、保育を必要とする理由等を届け出るとともに、その根拠書類を提出しなければならないこととされています。

つきましては、下記のとおり現況調査を実施しますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

記

- 1 対象児童 令和8年6月に在籍する支給認定児童
(※8月末までに退所する児童は除く。)
- 2 提出書類(1)施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・給付認定現況届(以下「現況届」という。)
(2)保育を必要とする理由を証する書類(添付書類) ※下表のとおり
※(1)・(2)は両方提出してください。

3 期 限 令和8年7月24日(金)まで

4 提出先 在籍する保育所 ※市役所保育支援課窓口では受付しません

5 提出方法 保育所へ直接提出又はオンライン申請にて提出

■オンライン申請での提出方法(知立市HP:ホーム▶組織から探す▶福祉こども部▶保育支援課▶業務内容▶子どもを預ける▶保育所▶保育所入所関係▶オンライン申請▶令和8年度現況調査)もしくは右記QRコードを読み取り

※在園する園を選択し、調査回答を行ってください。



事由		添付書類(該当の事由のものはすべてそろえてから提出してください)
就 労 (<u>月60時間以上勤務</u>)	外勤	【給与等により収入を得ている方(法人の代表者を含む)・個人事業主に雇用されている方(専従者を含む)】 ① 就労証明書 <勤務先が証明すること> ※月60時間以上の就労時間があること ② 給与明細書(5月又は6月分)等(写し) ※本人名義で勤務時間・日数が確認できること(金額部分黒塗り可) <u>※社会保険加入者(本人)であるときは資格情報が確認できるもの(例:マイナポータルの健康保険証資格情報、資格確認書など)でも可(被扶養者・国保は不可)</u> <u>※マイナンバーカードの写しは不可</u>
	自営	【自営業の個人事業主の方】 ① 就労証明書 <事業主が記入すること> ※月60時間以上の就労時間があること ② 直近(5月又は6月)の売上状況等収入がわかる書類(相手方に請求した請求書、売り上げが記載された通帳の写し等)
	農業	① 就労証明書 <農業従事者が記入すること> ② 農家基本台帳(市役所で発行)等
	内職	① 就労証明書 <請負先が証明すること> <u>※月60時間の就労時間かつ月2.5万円以上の収入があること</u> ② 給与明細書(5月又は6月分)等の写し ※本人名義で勤務時間・日数が確認できること

妊娠・出産 その他(産後6か月)	① 保育所等入所調査書(出産・災害等申出書) ② 母子健康手帳等の写し ※保護者氏名、出産日(分娩予定日)がわかるページ ※②について入所時等で、すでに提出済みかつ日付の変更がない場合は不要。
育児休業	① 保育所等入所調査書(出産・災害等申出書) ② 勤務先発行の育児休業の通知書の写し ※②について入所時等で、すでに提出済みかつ日付の変更がない場合は不要。
疾病・障がい	必要ありません。 支給認定期間の更新がある方は、現況調査とは別で、保育所等入所調査書(診断書)等と変更届を提出してください。
介護・看護	必要ありません。 支給認定期間の更新がある方は、現況調査とは別で、保育所等入所調査書(診断書)等と変更届を提出してください。
求職活動	① 保育所等入所調査書(求職活動・起業準備状況申告書兼誓約書) ② ハローワークカード、派遣登録証等の活動がわかる資料
就学	① 保育所等入所調査書(就学証明書) <学校・訓練校長等の証明を受けること> ② 学生証、カリキュラム・時間割表等 ※直近の出席状況を確認できる資料を添付
災害復旧	① 保育所等入所調査書(出産・災害等申出書) ② り災証明書
DV・虐待	① 保育所等入所調査書(出産・災害等申出書)
その他 (子の障がい)	① 保育所等入所調査書(出産・災害等申出書) 支給認定期間の更新がある方は、現況調査とは別で、診断書・療育手帳・意見書のいずれかと変更届を提出してください。

※証明日が令和8年3月17日以降の保育所等入所調査書(就労証明書を含む。)を提出した子どもの保護者、4月以降に保育を必要とする理由に変更があり、届出をした保護者等で勤務状況に変更がない場合は保育所等入所調査書(就労証明書を含む。)の提出は不要です。ただし、現況届及び現時点において就労等を行っている事実を確認できる書類(給与明細等)(※上記保育所等入所調査書以外)は提出する必要があります。

6 注意事項

- ◆オンライン申請をすることができますが、提出書類に不備がある場合は、再度修正し提出してください。
- ◆保護者のうち、父・母ともに添付書類が必要です。※祖父母に関する書類の提出は不要です。
- ◆**保育を必要とする理由を証する書類(添付書類)の提出がない場合や就労時間が月60時間以上ないなどの保育要件がない場合、退所になる場合があります。**
- ◆就労要件における保育標準時間の認定は就労時間が月120時間以上である場合に限りです。
- ◆現況届は変更届を兼ねておりませんので、家族構成、世帯状況、保育を必要とする事由等に変更がある場合は、上記の期限にかかわらず、速やかに別途変更届と添付書類の提出が必要です。原則として、届出があった日の翌月から認定します。
- ◆勤務先が複数ある方は、様式をコピーしてご提出ください。
- ◆同じ施設にきょうだいが通所している場合であっても、現況届と添付書類は児童1人ずつ提出が必要です。
- ◆添付書類については、写しで差し支えありません。その場合、お手元に原本の保管をしてください。
- ◆きょうだいで通所している場合、保育の必要量(保育標準時間、保育短時間)は保護者の要件で判断するため、支給認定を揃えます。

【問合せ】 知立市役所 保育支援課 保育係 TEL0566-95-0121(ダイヤルイン)

メール:hoiku-shien@city.chiryu.lg.jp